

平成 29 年第 11 回定例委員会

1 日 時 平成 29 年 6 月 14 日（水）10 時 30 分から 11 時 07 分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
 委員長職務代理 大木田 守
 委員 嶋田 實
 委員 佐藤 男 三
 事務局 長
 担当 部長
 選挙 課 長
 広報啓発担当課 長
 書記 5 名

4 議 事
 議案

1 不在者投票を行うことができる施設の指定について
 報告事項

- 1 平成 29 年 6 月の選挙人名簿登録者数等について
- 2 平成 29 年 6 月 11 日執行あきる野市議会議員選挙結果について
- 3 選挙争訟について
- 4 選挙争訟について

その他

- 1 当面の日程

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成29年第11回定例委員会を開会いたします。お手元に、平成29年第10回の定例委員会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで連絡をお願い致します。 本日は、1件の議案と4件の報告事項を予定しております。 それでは、議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定」について、事務局より説明を求めます。
事務局	《議案第1号について、説明を行った。》
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。
委員	不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている特別養護老人

	ホームが、ショートステイでも指定を受けなければならないのはなぜか。
事 務 局	公職選挙法施行令に、施設の種類として、老人短期入所施設（ショートステイ）と特別養護老人ホームが別々に挙げられている都合上、それぞれで指定する必要があります。
委 員	ショートステイの指定で 10 床を切るような施設を指定するような事例はあるのか。
事 務 局	今まで、ほとんどありません。
委 員	株式会社で介護付有料老人ホームを運営することは可能か。
事 務 局	特別養護老人ホームは、地方自治体か社会福祉法人でなければ運営できないという規定になっておりますが、介護付有料老人ホームは株式会社など民間企業でも参入することが可能です。民間企業のグループ企業が介護付有料老人ホームを設立しており、これらの施設からの指定の申請は多いです。
委 員 長	ほかにありませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。
委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項第 1 「平成 29 年 6 月の選挙人名簿登録者数等」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第 1 について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	都議選の選挙人名簿登録者数の確定はいつか。
事 務 局	告示日前日の 6 月 22 日に確定します。
委 員	今回は定時登録ということで在外選挙人名簿登録者数も併せて報告されているが、在外選挙人名簿に登録されている方々は都議選では投票できるか。

事 務 局	在外選挙人名簿に登録されている方々は、国政選挙では投票できますが、都議選では投票はできません。
委 員 長	ほかにありませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。 次に、報告事項第2「平成29年6月11日執行あきる野市議会議員選挙結果」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第2について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問、御意見がないようですので、報告事項第2について、了承することといたします。 次に、報告事項第3「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第3について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問、御意見がないようですので、報告事項第3について、了承することといたします。 次に、報告事項第4「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《報告事項第4について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	本件は最高裁の決定についてだが、これは東京高等裁判所を経たうえで最高裁判所にきたものか。
事 務 局	その通りです。

委 員	原告は弁護士をたてているのか。
事 務 局	弁護士はたてていません。
委 員 長	ほかにありませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問、御意見がないようですので、報告事項第4について、了承することといたします。 次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《当面の日程について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	7月4日に予定されている東京都議会議員選挙島部選挙区の当選証書付与式は、本人または代理人が来るのか。
事 務 局	当選証書付与式には必ず本人か代理人が来ることとなっております。
委 員 長	ほかにありませんか。
委 員	なし。
委 員 長	御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。 その他、本日の議題について、何かございますか。
委 員	都議選に関する問合せは増えているか。
事 務 局	来週、新たに事前審査を申し込んでくる方もいるかもしれませんが、今週をもちまして事前審査期間が終了し、概ね立候補者が固まってくると思います。 任期満了の選挙ということもあるのか、問合せは意外と少なく、無所属の方が選挙運動のやり方を問い合わせしてくるとか、政治運動が選挙運動に当たるのか等の問合せが寄せられています。
委 員	選挙期間前に立候補予定者が執筆し、本を出した場合、著書をPRしてもよいのか。
事 務 局	PR自体はできなくはありません。選挙期間外であれば、事前運動にならな

ければ、本の販売・PR を行うことはできます。これが選挙期間中になってから、書店に本を置いて候補者の名前が出るとなると、選挙運動類似行為として公職選挙法第 146 条の禁止を免れる行為の制限に抵触する可能性が生じてきます。

ただし、期間前から書店に置いてあって、必要の程度で表示が出ているだけでは、直ちに抵触するということにはなりません。

委員長 ほかにありませんか。

事務局 「都内の精神病院は何施設あって、そのうち不在者投票を行うことができる施設の指定を受けているところがいくつあるか」という御質問を前回の定例委員会で頂いておりましたので、これにお答えします。

都内には、精神病院は 113 施設あります。そのうち不在者投票を行うことができる施設の指定を受けているところが 81 施設あります。割合は 71.7%です

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、6 月 28 日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。